

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

環境局	(19年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>10. 原価計算について (2) 結果及び意見 ①指摘事項 (オ) 有形固定資産の残存価額について</p> <p>現状、有形固定資産の減価償却は、取得原価の10%を残存価額として残し、取得原価の90%までしか行われていない。</p> <p>このため、現在市で把握している有形固定資産のうち、すでに耐用年数を経過している有形固定資産について、平成18年度末時点で292,546千円が帳簿上残存価額として減価償却されず残っている。</p> <p>残存価額は、当該有形固定資産の売却価値等としての意味を有すると考えられるが、廃止施設等が何らかの売却価値を有することはほとんどないと思われる。したがって、当該有形固定資産を継続使用している場合は、一定の規則にしたがって減価償却を継続すべきである。</p> <p>また、当該固定資産がすでに除却売却されている場合には、未償却部分について速やかに損失処理する必要がある。</p> <p>上述のとおり、有形固定資産について除却売却時点で何らかの価値を有することは稀であり、むしろ取壊等に追加の費用を要すること、また、法人税法改正により、事業法人の有する有形固定資産について1円(備忘価額)まで減価償却することとされたことなどからも、今後取得する新規の有形固定資産については、残存価額はゼロとして減価償却すべきである。</p>	<p>平成20年度より、新規取得した有形固定資産については、残存価額をゼロ円として減価償却することとした。</p> <p>また、過去に取得した資産であって、償却期間が満了し、かつ残存価額が残っているものについても、残存価額がゼロ円になるまで減価償却を継続することとした。</p>	

(2) 結果及び意見 ①指摘事項
(キ) 原価計算規程・マニュアルの整備について

現状、仙台市においては、原価計算のためのマニュアルとして「原価計算用マニュアル」(環境局総務課作成)が整備されている。

しかしながら、当該マニュアルは作成後相当期間が経過しており、実態と整合しない部分もでてきている。

したがって、当該マニュアルは、原価計算に関する基本的概念等については参考にするとしても、具体的計算方法については、利用に耐えうるものとは言い難い。

このため原価計算は、担当者が過去の方法を参考にしながら、現状に適合させるため、適宜工夫、検討しながら行っており、相当の労力を要しているのが実情である。

原価計算は、毎年度同一の方法により、経済的・効率的・合理的に行われなければならない。したがって、原価計算における基本的事項及び具体的計算方法等について予め決定しておき、担当者がすぐ利用できる規程・マニュアルとして文書化しておく必要がある。

また、当該規程・マニュアルは適宜見直しを図り、変更があった場合は修正しておく必要がある。

従前から利用していたマニュアルを踏まえ、原価計算の基本的事項及び計算手法等を記した詳細な原価計算マニュアルを平成 21 年 3 月に作成し、その後も適宜見直しを図り、最近では平成 26 年 3 月に改正を行った。

同マニュアルについては、一般廃棄物処理の処理体制・処理手法に変更等があった場合には適宜加除修正を行うこととし、原価計算に従事する担当者が効率的に作業を進めることができるよう今後も努めていく。